

## 積立式定期貯金＜満期型＞

(平成19年11月20日現在適用中)

1. 商品名	・積立式定期貯金＜満期型＞
2. 販売対象	・個人および法人
3. 期間 (1) 積立期間 (2) 据置期間	・9か月以上20年以内 ・3か月～10年以内
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・契約期間内で分割預入 ・1回当たり1,000円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・一部支払 1預入明細の一部金額を払い戻します。 ・明細支払 1預入明細ごとの金額を払い戻します。 ・概算金支払 指定された金額(元金)を払い戻します。 ・全額支払 全預入明細分の金額を払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利  (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金  (5) 金利情報の 入手方法	・個人の場合は、各分割預入時および継続時における期日指定定期貯金の店頭表示の利率を適用します。 ただし、預入日から満期日までの期間が1年未満の場合には、預入時における自由金利型定期貯金(M型)の店頭表示の利率を適用します。 なお、満期日前1年毎の応当日を「特定日」として、当該特定日においてすでに預入されている期日指定定期貯金をとりまとめる場合には、当該特定日における期日指定定期貯金の店頭表示の利率を適用します。 ・法人の場合は、各分割預入時および継続時における自由金利型定期貯金(M型)の店頭表示の利率を適用します。 ・元金の払い戻し時に支払います。 ・期日指定定期貯金あるいは自由金利型定期貯金(M型)の計算方法を適用します。 ・個人の場合は20%(国税15%、地方税5%)の分離課税、 法人の場合は総合課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・個人の場合は総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.50%を上乗せした利率) ・個人の場合はマル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取り扱いができます。 ・普通貯金等からの自動振替による預入ができます。
9. 中途解約時の取扱い	・預入された期日指定定期貯金あるいは自由金利型定期貯金(M型)の中途解約時の取り扱いに準じます。
10. 貯金(預金)保険制度(公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

11. その他参考  
となる事項

・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。